

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

June 2023



# EY Taiwan

## JBS NEWSLETTER

### - June 2023 -

国税局がどのように法人所得税の過少申告を発見しているか  
～その一般的な方法～



本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

#### ▶ はじめに

台湾における一般的な決算期は12月末であるため、2022年の営利事業所得税(いわゆる法人所得税)の申告シーズンのピークが終わりました。12月決算の場合、営利事業者は5月末までに決算申告を完了する必要があり、その後、国税局の審査作業が始まります。国税局は、複数の情報源より資料を照合し、会社に過少申告の状況がないか確認を行っています。

今月のJBS NEWSLETTERでは、実務上よく見られる国税局の調査方法についてです。営利事業者は納税義務者として、国税局の一般的な調査方法を理解した上で、申告漏れがないよう内部で事前確認を行っておくことが望されます。

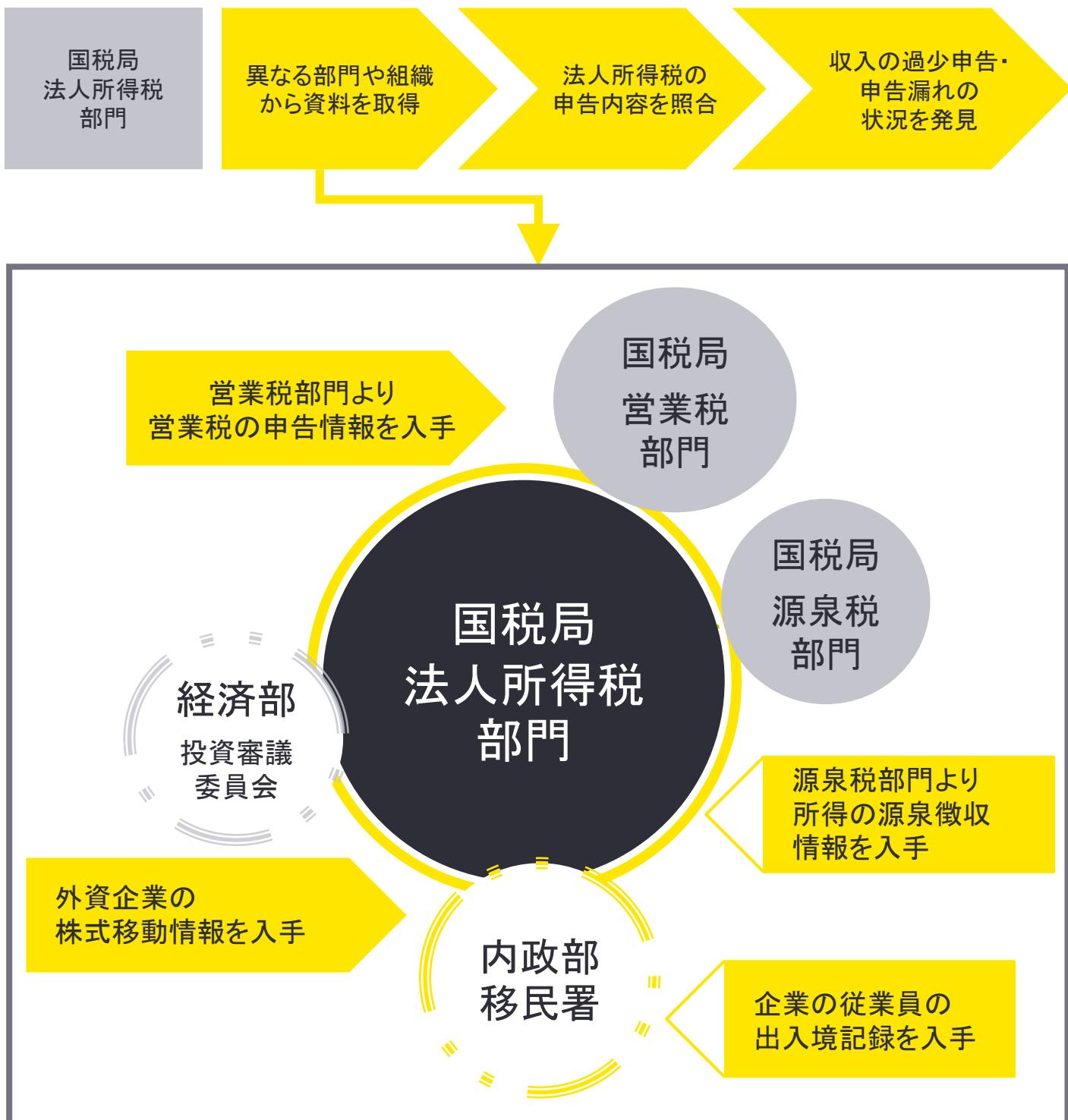
すでに申告が終わっている台湾会社にとっては税務調査に対する準備として、まだ申告が終わっていない会社にとってはこれから実施する税務申告の準備にあたって、ご参考にしていただけますと幸いです。

#### ▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 国税局による法人所得税過少申告の発見までの全体像
- ▶ 国税局による法人所得税過少申告の発見までの一般的な方法
  - ▶ 営業税の申告情報からの発見
  - ▶ 所得の源泉徴収情報からの発見
  - ▶ 従業員の出入境記録からの発見
  - ▶ 外資企業の株式移動情報からの発見

## 国税局による法人所得税の過少申告の発見までの全体像

国税局の法人所得税部門は、営業税部門、源泉税部門を含む局内の他部門の他、内政部移民署や投資審議委員会などの局外の組織からも関連する情報を入手し、会社に収入の申告漏れがないか等について確認することができます。



- 上記情報の取得方法及び事例については、次のページをご参照ください。

# 国税局による法人所得税の過少申告の発見までの一般的な方法

## 営業税の申告情報

国税局の法人所得税部門は、営業税部門から営業税申告の関連情報を取得することができます。例えば、会社の統一発票の追加発行や仕入税額の追加申告が営業税部門によって確定した場合、通常、この情報は法人所得税部門にも通知され、会社の当該取引による関連所得が営利事業所得税の申告漏れとなっていないか確認します。

営業税にかかる統一発票の発行及び収入調節表(法人所得税申告書の添付書類)についても、国税局が収入の過少申告を確認する際、よく使用される情報です。

例えば、立替金にかかる統一発票の発行は、法人所得税部門も確認する調節項目となります。つまり、会社が関係会社の代わりに関連する物品又はサービスを購入する場合、会社としては、キャッシュ・フロー上は差額のない立替えと判断することがあります。しかし、実務上、国税局はこのような購買取引の立替えにおいても、当該取引の貢献度とリスクに基づき移転価格税制に則した相応の利益を得るべきではないかと疑う可能性があります。



## 所得の源泉徴収情報

国税局の法人所得税部門は、源泉税部門から所得の源泉徴収／申告に関する情報を取得することができます。源泉徴収義務者は、源泉徴収・申告が必要な所得の支払いにあたって、各種所得源泉徴収の規定に従い、当該所得を源泉徴収・申告しなければなりません。法人所得税部門は、所得の源泉徴収／申告の資料を取得し照合を行い、会社の法人所得税の申告において所得が申告されているか確認することができます。

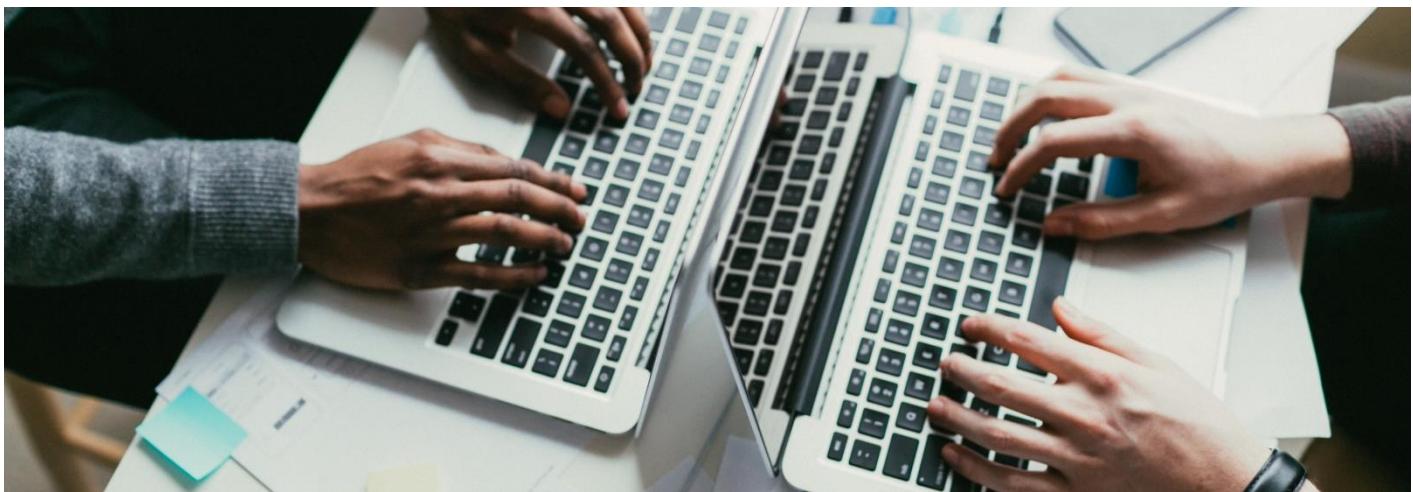
例えば、国内受益証券の売買は財産取引所得に該当しますが、所得者が法人所得税の申告において当該収入の申告を怠る、あるいは、免税対象になると判断し国内証券取引所得として誤って申告した場合、法人所得税部門は源泉徴収申告の情報から、当該収入の申告漏れを把握します。



# 国税局による法人所得税の過少申告の発見までの一般的な方法

## 従業員の出入境記録

国税局の法人所得税部門は、内政部移民署から会社の従業員の出入境記録を取得することができます。例えば、外資企業は、そのグループ方針により、現地の業務をサポートするために従業員を海外の関係会社へ長期派遣することができます。この際、国税局は出入境情報から台湾企業の従業員が長期間海外に居住していることを確認することができます。当該従業員の給与は台湾企業が負担しているものの、実際の業務は主に海外関係会社の業務サポートであり、台湾企業が相応のサービス報酬を受け取っていない場合、サービス収入の過少申告とみなされる可能性、又は台湾会社が支払った当該従業員の給与は費用として損金計上することができない可能性があります。



## 外資企業の株式移動情報

国税局の法人所得税部門は、経済部投資審議委員会から外資企業の株式移動情報を取得することができます。

例えば、外国株主が台湾企業の株式を売却し、譲渡対象株式が台湾証券（台湾の銀行が株式会社の株式発行の認証に関する規定に従い認証・発行した有価証券）ではない場合、当該株式の譲渡は、免税対象となる証券取引所得ではなく、財産取引所得の申告対象となる所得とみなされます。申告が漏れている場合、国税局の法人所得税部門は外資企業の株式移動情報を取得することにより、当該申告漏れの状況を発見することができます。

また、外資企業が直接または間接的に過半数の株式または出資を保有する営利企業に対して、その株式または出資取引を行い、かつ当該営利事業者の株式または出資額の50%以上が台湾内の建築、土地で構成されている場合、当該株式取引は房地合一税の課税対象に該当する可能性があります。この場合、法人所得税部門は、外資企業の株式移動情報を基に該当する所得を把握し調査に及びます。

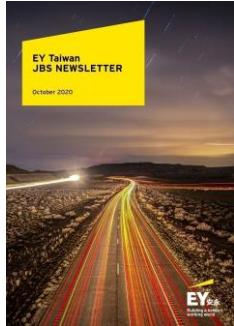
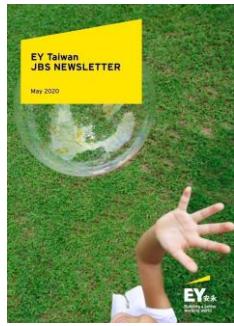


収入の過少申告の状況は多様です。これに対して、国税局も過少申告を把握するため、複数の情報源から企業の情報を入手します。申告漏れに対する国税局の調査を避けるために、国税局の調査方法を理解し、申告漏れがないよう社内で事前確認を行うことが望まれます。

# JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

## JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



## バックナンバー

発行月	タイトル
2023年5月	新任台湾管理者向け台湾制度基礎(営業税・源泉税・租税協定・移転価格税制)
2023年4月	新台湾赴任者のための制度基礎(会計決算・法人所得税概要)
2023年3月	台湾における3層構造の移転価格文書の規定
2023年2月	台湾における個人所得税の基本事項及び留意事項～2022年度分の申告に向けて～
2023年1月	外国人に適用される台湾の退職金規定と退職所得にかかる課税について
2022年12月	移転価格税制上の留意事項(営業外の投資、比較可能対象等)
2022年11月	入境開放-アフターパンデミックでの人材異動に係る台湾入境ガイド
2022年10月	国境を越えたリモートワークの課題
2022年9月	台湾における移転価格報告書の注意事項と個別取引テストについて
2022年8月	外国特定専門人材の申請方法—ゴールドカード vs 就労許可
2022年7月	産業創新条例のポイントとよくある質問
2022年6月	改めて整理しておきたい日台租税協定の適用
2022年5月	コロナ禍における董事会、株主総会開催方法の整理と感染拡大に伴う所得税申告期限等の延長

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

# EY Taiwan JBS その他刊行物・セミナー

## 「台湾投資ガイド」について



これから台湾に進出する場合も、既に台湾に進出している場合も、台湾における会計、税制(法人・個人)、会社法、労働基準法、再編・上場関係など、把握しておきたい台湾制度が凝縮された一冊です。日文の他、中文があるので、現地台湾人との討論やコミュニケーションもスムーズです。



## EY Taiwan JBSセミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2022年12月8日	WEBセミナー	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2022年8月3日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2021年12月8日	WEBセミナー	決算直前セミナー／台湾法令アップデート
2021年8月25日	WEBセミナー	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

## 弊所連絡先

関連する情報をお希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

### 安永聯合會計師事務所

#### 税務サービス

劉惠雯 稅務服務部營運長  
02 2757 8888 88858  
heidi.liu@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師  
02 2757 8888 88870  
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師  
02 2757 8888 88872  
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師  
02 2757 8888 88875  
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師  
02 2757 8888 88873  
anna.tsai@tw.ey.com

林志翔 執業會計師  
02 2757 8888 88876  
michael.lin@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師  
07 238 0011 88990  
ben.wu@tw.ey.com

曹盛凱 執行總監  
02 2757 8888 67151  
kelvin.tsao@tw.ey.com

#### 監查サービス

黃建澤 審計服務部營運長  
02 2757 8888 88810  
james.c.huang@tw.ey.com

張志銘 執業會計師  
02 2757 8888 88882  
steven.chang@tw.ey.com

#### JBS

清本 雅哉 副總經理  
02 2757 8888 88830  
masaya.kiyomoto1@tw.ey.com

橋本 純也 協理  
02 2757 8888 66458  
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理  
02 2757 8888 20652  
naoki.mochigi1@tw.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh\_twをご覧ください。

© 2023 EY Taiwan.  
All Rights Reserved.

01338-226Jpn  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/zh\\_tw](http://ey.com/zh_tw)

EY LINE@  
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。



**EY** 安永  
Building a better  
working world